

2022年6月1日

弁護士法人しらぬひ 連続講座 第1回

今日のスケジュール

18:30 「不動産と相続」 弁護士 杉垣朋子

19:00 質疑応答

19:10 「相続登記義務化」 事務長 渡邊 学

19:40 質疑応答

20:00 終了

◎無料相談チケット◎

このチケットをお持ちの方は初回相談（30分まで）を無料とさせていただきます（2回目以降は30分5500円（税込）です）。

利用者氏名 _____

電話番号 _____

不動産と相続

弁護士 杉 垣 朋 子

このような困りごとはありませんか？

- 祖父名義の古い建物が廃墟のようになっている…
- 祖母名義の土地建物に住んでいるけど、登記をしようにも相続人は誰？…
- 亡くなった夫の名義の家に住んでいるけど、このままで大丈夫…？

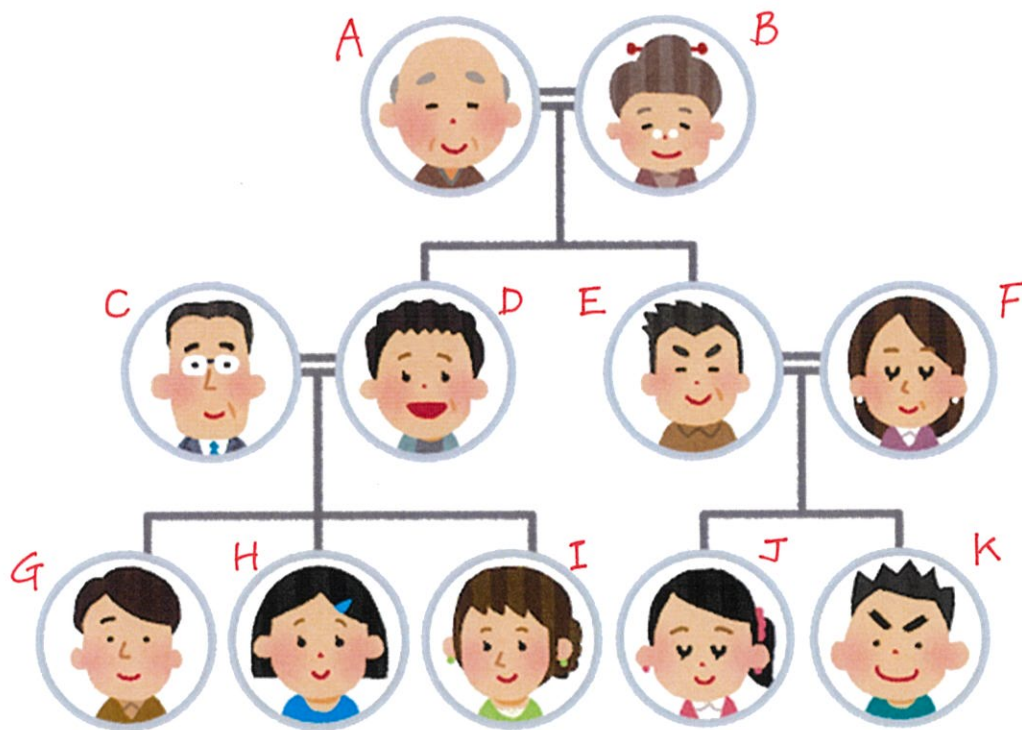
★相続と登記

★不動産の所有者が亡くなった後の権利の移動

★では1人だけの所有にするにはどうしたらいいの？

★相続税はどうなるの？

★所有せずに住むことはできる？



【 例 1 】

Aさんがお亡くなりになった。

Aさん名義の土地建物がある。

【 例 2 】

Aさんがお亡くなりになった。

Aさんが亡くなるよりも前にEさんが亡くなっている。

Aさん名義の土地建物がある

【 例 3 】

Aさんがお亡くなりになった。

Aさんの父名義の土地建物がある。

Aさんの兄弟姉妹は数多くて、どこにいるのかわからない。